

佐用町暴力団排除条例

暴力団のいない安全で安心な社会を実現しよう

条例の概要

1. 目的、理念、町の責務、町民及び事業者の役割
2. 町の講ずべき措置等
3. 利益の供与の禁止

目的

暴力団による不当な影響を排除し安全で安心な町民生活を確保すること

暴力団の排除

1. 「暴力団排除」の基本
 - 暴力団を恐れないこと
 - 暴力団に対して利益の供与をしないこと
 - 暴力団を利用しないこと
 - 暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止すること
2. 連携と協力の下に、社会全体として推進する

町の講ずべき措置

1. 町の事務及び事業における措置
2. 町の公の施設における措置
3. 町民及び事業者に対する支援
4. 啓発活動
5. 青少年を守るための取り組み
6. 兵庫県が実施する暴力団排除施設への協力
7. 暴力団の排除に関する情報の提供

町民及び事業者の責務

1. 暴力団排除活動の推進と施策への協力
2. 暴力団の排除に資する情報の提供
3. 暴力団との関係の禁止と威力利用の禁止



町の責務

1. 暴力団の排除に関する施策の策定と実施
2. 暴力団排除に関する関係機関との連携



**暴力団に
負けない街を!!**



佐用町